

議案第91号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地下鉄の乗客の利便の向上を図るため、クレジットカード等による非接触決済を導入することに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例

福岡市高速鉄道乗車料金等条例（昭和56年福岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及びカード料金」を「、カード料金及び媒体料金」に改め、同条に次の1項を加える。

7 媒体料金は、管理者が認める媒体（クレジットカード、クレジットカード機能を有する機器その他これらに類するもの（ICカードを除く。）をいう。以下同じ。）に搭載されている非接触決済の機能を利用して高速鉄道に乗車する者から収受する料金とし、その額は、普通料金の額の範囲内において管理者が定める。ただし、同一の乗客から同一の媒体により1日に収受する料金の額の上限は、1日乗車料金の額の範囲内において管理者が定める。

第13条の2の見出しを「（ICカード等による乗車）」に改め、同条中「ICカードを利用して」を「管理者又は管理者が認める他の交通事業者が発行するICカード又は管理者が認める媒体に搭載されている非接触決済の機能を利用して」に改め、「当該ICカード」の次に「又は当該媒体」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。